

平成25年第5回太子町議会定例会（第445回町議会）会議録（第1日）

平成25年8月30日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 6 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 7 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 8 承認第1号 功労者等の承認について
- 9 議案第40号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第41号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第42号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第43号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第44号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第45号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第46号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第47号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第48号 太子町子ども・子育て会議条例の制定について
- 18 議案第49号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第50号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 認定第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 6 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 7 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 8 承認第1号 功労者等の承認について

- 9 議案第40号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第41号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第42号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第43号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第44号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第45号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第46号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第47号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第48号 太子町子ども・子育て会議条例の制定について
- 18 議案第49号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第50号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 認定第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告）

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	中 井 政 喜	14番	佐 野 芳 彦
15番	井 村 淳 子	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
監 査 委 員	水 野 賢 司		

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は幾分しのぎやすくなってまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成25年第5回太子町議会定例会（第445回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会は条例の制定、補正予算、人事案件を初め、平成24年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定など、多数の重要案件を長期にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には平成24年度決算審査のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

## 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成25年第5回太子町議会定例会（第445回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨明けから続くこの夏の猛暑もようやく峠を越えた感じがいたしますが、それでもまだまだ暑い日々が続いております。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、提出さ

せていただいております人事を初め、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものでございます。

提出いたしました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第5回太子町議会定例会（第445回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本恭子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、佐野芳彦議員、井村淳子議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（橋本恭子） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの22日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第3、諸般の報告

を行います。

まず、本日町長から議案等23件が提出されています。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成25年度6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日と定例会3日目の会議のみ、三輪元昭税務課長、森川勝町民課長、岡田俊彦社会福祉課長、首藤武司さわやか健康課長には定例会3日目の会議のみ出席要求いたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から6月28日、7月2日、7月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（橋本恭子） 日程第5、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成24年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告するものであります。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（橋本恭子） 日程第6、報告第5号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。教育長。

○教育長（寺田寛文） 報告第5号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただくものであります。

点検及び評価の対象は、平成24年度に推進した主な教育諸事業で、学校教育の充実、社会教育の充実を基本として、各項目に即した施策、事業ごとに点検、評価を実施いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋本恭子） 日程第7、同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております廣橋弘毅氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、その後任として太子町佐用岡136番地に在住しておられます三浦淳子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

三浦氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期は平成25年10月1日から29年9月30日までの4カ年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀卓史議員、藤澤元之介議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（橋本恭子） 念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（橋本恭子） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（職員点呼、投票）

○議長（橋本恭子） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

堀卓史議員、藤澤元之介議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（橋本恭子） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 12票、反対 3票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

日程第8 承認第1号 功労者等の承認について

○議長（橋本恭子） 日程第8、承認第1号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 承認第1号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき功労者の表彰を行いたいため、議会の承認を求めるものであります。

本年度は自治功労賞として、平成12年より12年間の長きにわたり太子町長として町の行財政、産業、公共福祉の発展に尽力されました首藤正弘氏、社会功労賞として、昭和54年より34年間の長きにわたり消防団の団長、副団長として団員の育成、火災予防、災害防御活動など、地域防災に御尽力されました嶋澤清美氏、スポーツ功労賞として、昭和57年より31年間の長きにわたり太子町体育協会会長、副会長、理事として当協会の運営並びに太子町のスポーツ振興に、またスポーツ推進委員として地域のスポーツ普及発展に御尽力されました田中俊英氏について、7月29日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績内容は参考資料のとおりでありますので、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第9、議案第40号から日程第27、認定第8号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第40号 平成25年度 兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（橋本恭子） 日程第9、議案第40号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第40号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による必要経費の補正、国の緊急経済対策である地域の元気臨時交付金の計上及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億832万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,415万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び町債の追加と繰入金金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、衛生費、商工費、消防費及び教育費の追加と議会費、農林水産業費、土木費の減額であります。

また、地方債の補正については、防災基盤整備事業の追加、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

げ、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ただいま上程されました議案第40号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきまして、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金等の増額と事業執行に伴う国県支出金、歳入の確定に伴う普通交付税等を補正するものでございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費及び事業進捗による必要経費の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

人件費につきましては、人事異動等による職員給、職員手当等の増減、市町村共済組合、公立学校共済及び市町村職員退職手当組合の負担率の変更によりまして、総額263万6,000円の増額となっております。

19ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4共済費の町村議会議員共済会負担金減額につきましては、負担率の確定による減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節7賃金の追加は、職員の出産に係る特別休暇の取得に伴う嘱託職員の雇用によるものでございます。

目6企画費、節11需用費及び節12役務費につきましては、第三次太子町男女共同参画プラン策定において、住民の皆様の意見や要望をプランに反映するため、アンケートの実施が必要と判断し、その費用を補正するものであります。

目9防犯対策費、節15工事請負費につきましては、900灯の町管理の防犯灯の半数について、長期的な維持費軽減を図るため、兵庫県市町村振興協会の補助採択を受けLED化を実施するもので、補助率は2分の1でございます。なお、残りの半数の防犯灯につきましては、次年度に予定いたしております。

21ページをお願いいたします。

目13基金費、節25積立金の追加につきましては、前年度決算による実質収支額の2分の1以上を積み立てることを規定した地方財政法第7条第1項に基づく積み立てと財源調整を含めまして、財政調整基金積立金に1億9,500万4,000円、公共施設建設基金に2億円を積み立てるものでございます。

項5統計調査費、目1統計調査総務費及び次ページの目2指定統計調査費につきましては、委託金の交付決定に伴う追加及び減額でございます。

23ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の高齢者等住宅改造費助成金につきましては、利用者の増加による追加でございます。

目3老人医療費につきましては、平成24年度の医療費の補助金等について、精算に基づき返還ないしは追加負担するものでございます。なお、これ以降に記載しております返還金も全て同様の趣旨でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節1報酬の子ども・子育て会議委員報酬につきましては、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置いたします子ども・子育て会議に係る報酬を計上するもので、今後実施予定のニーズ調査の内容や支援計画の決定を行うための会議に係る15名の報酬でございます。

27ページをお願いいたします。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金でございますが、子育て支援対策臨時特例交付金を活用し、社会福祉法人明和福祉会が運営する石海保育園の築38年が経過した保育室の屋根、床の改修及び入所希望者の増に伴う増築工事に補助を行うものでございます。全体の財源といたしましては、当該交付金が2分の1、町の補助、保育園の負担がそれぞれ4分の1であります。

また、保育の担い手である保育士の確保を推進するため、私立認可保育所へ保育士等の処遇改善に必要な費用の交付を行うため578万4,000円を計上しておりますが、全額当該交付金で措置されるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料の風しん予防接種緊急助成事業委託料につきましては、妊婦への感染拡大防止を図り、子供の先天性風しん症候群の発生を予防するため、本年4月1日以降の麻疹風疹混合ワクチン、または風疹ワクチン接種費用のうち、自己負担金3,000円を差し引いた額を助成するものであり、1人当たりの助成限度額は6,692円で、205名の接種を予定しております。

29ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金・補助及び交付金のシカ緊急捕獲拡大事業負担金につきましては、24年度の捕獲実績に基づく精算による追加でございます。

目5農地費の町補助土地改良事業補助金につきましては、下太田井堰の農業用施設の油圧シリンダーからのオイル漏れを補修するものであり、受益者及び姫路市と共同で実施するものでございます。

31ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目3消費者行政対策費につきましては、本年度も消費者行政活性化事業補助金が交付されることが決定し、その交付決定に基づき、主に啓発に係る事業費を追加するものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節13委託料の沖代線土質調査業務委託料につきましては、平成24年度の繰越事業として実施予定の沖代線ほか舗装修繕事業を国庫補助事業として実施するには、舗装修繕計画の策定が必要であることが県との協議にて判明したため、計画策定に必要な沖代線の土質調査業務を実施するものでございます。

目3生活道路整備事業費、節13委託料につ

きましては、児童の通学路となっております黒岡神社下出線と国道179号線の交差点が、国道からの左折進入車両によって危険であるとの指摘を踏まえ、安全確保のための整備に向けた測量設計業務委託をするものでございます。

33ページをお願いいたします。

また、当該用地の鑑定評価を委託するとともに節17公有財産購入費にて、交差点の隅切り部分用地15平方メートルの取得費用を計上いたしております。

目4幹線道路整備事業費、節13委託料につきましては、本年度より事業着手いたします都市計画道路網干線と龍野線の接続部分について、姫路市の用地買収の進捗等により、各道路設計の各測点及び道路形状等の最終確認が求められましたので事業を前倒しし、県、姫路市の事業に支障を来すことのないよう、本年度に網干線の道路設計を実施するものであります。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、太子消防署職員の給与費の確定による人件費分の補正及び共済費の追加補正でございます。

35ページをお願いいたします。

目2非常備消防費、節8報償費につきましては、平成25年3月末の消防団員退職者確定による退職報償金の追加でございます。

目4災害対策費、節15工事請負費につきましては、住民への緊急情報の伝達手段を強化するため、国の平成24年度第1次補正予算において、J-A L E R Tの整備経費が予算措置されました。本町においても交付決定に基づき、既存のJ-A L E R T受信機に自動起動装置を接続し、住民の皆様の携帯電話へエリアメールで自動的に国民保護情報を発信できる仕組みを構築いたします。なお、補助率につきましては、10分の10でございます。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節7賃金につきましては、嘱託職員の出産に係る休暇の取得により、代替職員を雇用するための追加でございます。

37ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節7賃金につきましては、職員の病気休暇により、嘱託職員を雇用するための追加でございます。

項5社会教育費、目7会館管理費、節11需用費の修繕料の追加につきましては、文化会館中ホール入り口の側壁タイルが浮き上がり、事故防止のため緊急修繕を行いましたので、当初予定の修繕料の不足分を補正するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、交付額の確定により減収補てん特例交付金を55万3,000円追加するものでございます。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の本年度交付額が17億2,780万3,000円と決定したものです。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金につきましては、当初県負担金に計上しておりました未熟児養育医療費負担金を国庫負担金として歳入することとなりましたので、財源を組み替えるものでございます。

項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金につきましては、歳出で御説明いたしましたJ-ALERT受信機に自動起動装置を接続するための交付金でございます。

目7総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金につきましては、国の平成24年度補正予算にて計上されました緊急経済対策として、国庫補助事業を前倒して実施する団体の地方負担額の範囲内を限度として交付される財源であり、本町への交付限度額1億158万8,000円を計上するものでございます。なお、この交付金は建設地方債の対象となる地方単独事業に充当が必要であるため、当初予算に計上いたしております新庁舎建設設計監理費へ4,143万2,000円、新庁舎建設工事費へ3,440万円、龍田小学校体育館屋根修理へ

1,974万円、太田小学校教室雨漏り修理へ601万6,000円を充当するものでございます。

13ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目2移譲事務市町交付金につきましては、交付決定による追加でございます。

項2県補助金につきましては、歳出で申し上げました各事業の特定財源の追加及び減額と前年度事業費の精算に伴う補助金の追加交付分でございます。

項3委託金につきましては、統計調査等における交付金の交付決定による委託金の追加及び減額でございます。

15ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の1億2,991万7,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源により全額を減額するものでございます。

款19繰越金は、平成24年度一般会計の実質収支額が3億1,216万4,784円でありましたので、予算との差額を補正するものでございます。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1総務費雑入の協働のまちづくり活動支援事業交付金及び兵庫県市町村振興協会市町交付金につきましては、交付決定に伴う歳入の追加でございます。また、被災市町村派遣地元負担金につきましては、派遣職員の決定に伴う給与費に係る負担金の追加でございます。節3衛生費雑入の揖龍保健衛生施設事務組合派遣職員給与等戻入につきましては、派遣職員の人件費の補正によるものでございます。節6消防費雑入につきましては、消防団員退職者確定による退職報償金に係る歳入でございます。

17ページをお願いいたします。

款21町債、目2臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定にあわせまして発行限度額が決定されましたので、2,460万3,000円を追加するものでございます。

目5消防債につきましては、西はりま消防組合において実施されます消防救急無線デジ

タル化事業に係る本町負担分について、緊急防災減災事業債を活用するため、財源を組み替えるものでございます。充当率は100%、交付税算入は70%でございます。

最後に、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、ただいま申し上げました町債の補正にあわせて、追加及び限度額を変更するものでございます。

以上で平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第10 議案第41号 平成25年度
兵庫県太子町国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第10、議案第41号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第41号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知及び前年度精算による補正等であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,018万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億630万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と前期高齢者交付金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、前期高齢者納付金等、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、後期高齢者支援金等、介護納付金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明

を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議案第41号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金の増額と額の決定通知等に伴う補正でございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費の補正、額の決定通知があった後期高齢者支援金、介護納付金等の補正、また平成24年度の実績精算による償還金の追加等を行う補正でございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動等による人件費の補正として117万1,000円を減額しております。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、財源更正でございます。

款3後期高齢者支援金等162万8,000円の減額、次に10ページの款4前期高齢者納付金等16万8,000円の追加及び款6介護納付金74万9,000円の減額については、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知等により補正しております。

款9基金積立金につきましては、歳入歳出の財源更正をした後に生じた4,103万9,000円を後年度の財政需要に備えるための財政調整基金積立金として追加しております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金で2,781万5,972円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で2万2,480円、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金で468万3,005円、後期高齢者医療制度特別対策補助金で7,949円をそ

れぞれ償還するために補正しております。いずれも平成24年度の実績精算による償還金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いします。

款5前期高齢者交付金については、社会保険診療報酬支払基金から通知のあった平成25年度前期高齢者交付金決定額通知書によるものですが、87万3,000円を減額しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金については、歳出の一般管理費を減額したことにより117万1,000円を減額しております。また、節5その他一般会計繰入金につきましては、当初予算編成時には財源補填として2,000万円を計上しておりましたが、前年度からの繰越金が計上できたため、1,999万9,000円を減額しております。

款10繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましても、前年度からの繰越金が計上できたため、5,999万9,000円を減額しております。

款11繰越金、項1繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金につきましては、平成24年度退職者医療療養給付費等交付金の実績精算による返還金について、前年度繰越金と区別して充当する必要があるため、468万2,000円を追加しております。

目2その他繰越金については、平成24年度実質収支額1億5,223万2,442円から療養給付費等交付金繰越金と当初予算措置額を差し引いた1億4,754万8,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,018万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億630万2,000円とするものであります。

以上で平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

**日程第11 議案第42号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第42号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第42号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知及び前年度精算による補正等であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,843万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、介護サービス事業費、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議案第42号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金の増額と平成24年度の実績精算、額の決定通知等に伴う補正でございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費の補正、平成24年度の実績精算による基金積立金及び償還金の追加等を行う補正で

ざいます。

それでは、歳出から御説明いたします。

8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で194万4,000円、節3職員手当等で204万8,000円、節4共済費で76万7,000円、節19負担金・補助及び交付金で32万7,000円、合わせて508万6,000円追加しております。

次に、目1介護サービス事業費については、異動等によるものとして、節3職員手当等で9,000円減額、節4共済費で4万7,000円追加、節19負担金・補助及び交付金で1万7,000円減額し、合わせて2万1,000円追加しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、異動等によるものとして、節3職員手当等で1万3,000円減額、節4共済費で19万8,000円追加、節19負担金・補助及び交付金で7万2,000円減額、合わせて11万3,000円追加しております。

10ページをお願いします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成24年度の介護保険料の剰余金を基金に積み立て、平成25年度以降の給付費の財源に充てるため、21万8,000円追加しております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、24年度事業精算の結果、国庫、県費支払基金への返還金として1,156万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金については、平成24年度事業精算の結果、過年度精算分として17万4,000円を計上しております。

款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金については、平成24年度事業精算の結果、過年度精算分として8万8,000円

を計上しております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成24年度事務費繰入金精算分と事業費繰入金精算分及び異動等による給与等合わせて3,158万5,000円減額しております。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、平成24年度からの繰越金として4,832万1,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,699万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,843万2,000円とするものであります。

以上で議案第42号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第43号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第43号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第43号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,600万円とするものであります。

歳入予算につきましては、前年度繰越金を追加し、また財源調整のため一般会計繰入金を追加しております。

歳出予算につきましては、一般管理費において、異動等に伴う人件費の追加と後期高齢

者医療広域連合納付金において、平成25年4月、5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第44号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第44号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第44号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,032万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整により繰入金を減額し、24年度決算に伴い繰越金を追加しております。

歳出予算につきましては、下水道費、一般管理費において、異動等に伴う人件費及び経年劣化による修繕箇所が増加により修繕料を増額し、また公共下水道事業費において、異動等に伴う人件費を増額しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第45号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第14、議案第45号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第45号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、中央監視システムの置きかえ経費の追加であります。

その内容につきましては、収益的支出において、職員の異動等により49万8,000円を減額し、収益的支出総額を4億8,553万3,000円とするものであります。

資本的支出におきましては、建設改良費について、職員の異動等により28万2,000円を減額し、中央監視システムの更新費用937万7,000円を追加し、資本的支出総額を9,694万8,000円とするものであります。

中央監視装置は平成12年度に導入し、老原浄水所整備にあわせて平成17年度に一部改良したものの、それから8年が経過しており、老朽化によるシステムダウンのおそれが定期点検で指摘されました。その更新経費を計上するものでございます。

また、資本的支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第46号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第15、議案第46号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第46号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、後の議案第48号において説明いたします太子町子ども・子育て会議の新規設置により、同会議委員への報酬及び費用弁償の支給に対応するため、本条例を改正するものであります。

改正内容としましては、第1条において子ども・子育て会議委員の職を追加するもので、施行日は平成25年10月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第47号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第16、議案第47号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第47号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収に係る徴収方

法の変更、年金所得に係る特別徴収税額の変更等でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第47号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成25年度税制改正大綱に基づき、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、このたび町税条例を改正するものでございます。

同法による改正のうち、第1条関係は第3回定例会にて承認をいただいたところでございますが、このたびは第2条関係について地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、町税条例を改正するものでございます。

まず最初に、第47条の2の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、個人町民税を公的年金等から特別徴収している納税義務者が当該年度の初日において町外に転出している場合、現行では普通徴収へと切りかえて徴収しておりますが、年度の前半に徴収する仮徴収税額は引き続き特別徴収の方法により徴収し、後半に徴収する本徴収税額は当該年度の初日の属する年の10月1日から3月31日までの間に到来する納期において、普通徴収の方法により徴収するようにする改正でございます。

次に、第47条の5の年金所得に係る仮特別徴収税額等に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、公的年金からの特別徴収において、毎年の特別徴収税額、年税額に大きな差のない納税義務者の各年金月において天引きされる徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とすることとした改正でございます。

具体的に申し上げますと、4月、6月、8月の仮徴収月に、前年度年税額の2分の1に相当する額を徴収すれば、10月、12月、2月の年金支給月における徴収税額は、仮徴収月とほぼ同じ税額が徴収されることとなり、各年金月の徴収税額は年間を通して平準化されることとなります。

次に、附則第7条の4の寄附金税額控除における特別控除額の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは附則第19条の2の規定の新設にあわせて引用条項を追加するものでございます。

次に、附則第16条の3の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子所得が対象に追加されたことに伴う条文の整理を行っております。

次に、附則第19条の一般株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けて規定したことに伴う条文の整理を行っております。

次に、附則第19条の2の上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、附則第19条でも申し上げましたとおり、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、条文を新設したものでございます。

次に、旧附則第19条の2特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例、旧附則第19条の4特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、旧附則第19条の5源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例、旧附則第19条の6上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、旧附則第20条特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、旧附則第20条の3先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、旧附則第20条の5保険料に係る個人の町民税の課税の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、それぞれの条文が単に課税標準の計算の細目を定めるものであることに加え、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組に伴い規定の整理を行ったことにより、条文を削除するものでございます。

次に、附則第20条の2の先物取引に係る個人の町民税の課税の特例に係る改正事項につきましては、旧附則第20条の条文削除に伴い、附則第20条への繰り上げと引用条項の整理を行う改正で、旧附則第20条の4の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の特例に係る改正事項につきましても、同様に旧附則第20条の3の条文削除に伴い、附則第20条の2への繰り上げと引用条項の整理を行う改正でございます。

次に、改正附則について御説明申し上げます。

最初に、施行期日について御説明申し上げます。

改正の条例につきましては、平成28年1月1日から施行し、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行いたします。

本則第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに改正附則第2条第2項の規定につきましては、平成28年10月1日、附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに改正附則第3項の規定につきましては、平成29年1

月1日より施行いたします。

最後に、改正後の条例の施行が円滑に施行されるよう、改正附則第2条に規定していますとおり、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

以上、よろしく御審議を賜り原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第48号 太子町子ども・子育て会議条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第17、議案第48号太子町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 議案第48号太子町子ども・子育て会議条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成24年8月22日に公布されました子ども・子育て支援法第77条に規定しております地方版子ども・子育て会議について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置するため、新規に条例を制定するものでございます。

内容としましては、同会議の担当事務、事項、組織、会議の招集等に関する規定となっております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第48号太子町子ども・子育て会議条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成24年8月10日に国において成立した子

ども・子育て関連3法に基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、平成27年4月を目途に子ども・子育て支援制度が本格施行する予定でございます。

さて、子ども・子育て支援法の中で市町村の責務といたしまして、1つ、子供の健全な成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子供及びその保護者に必要な子供・子育て支援給付及び地域子ども・子育て事業を総合的かつ計画的に行うこと、2つ目、子供及びその保護者が置かれている環境に応じて、子供の保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から良質かつ適切な教育及び保育、その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することなどが求められています。

したがいまして、本町におきましても子ども・子育て支援法第77条において努力義務とされている地方版子ども・子育て会議を設置し審議していくことが必要と考えております。なお、太子町子ども・子育て会議条例の要旨としては、次のとおりでございます。

第1条、設置は子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置するものでございます。

第2条、担当事務は同法第77条第1項各号に規定する事務で、以下のとおりでございます。

1点目、特定教育、保育施設の利用定員の設定に関し、同会議の意見を聞かなければならないとされていること。

2点目、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、同会議の意見を聞かなければならないとされていること。

3点目、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、同会議の意見を聞かなければならないとされていること。

4点目、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

を調査審議することとされております。

第3条、組織では委員15人以内で組織することとされ、次に掲げる者から町長が委嘱いたします。

子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、保護者、町長が特に必要と認める者でございます。現に子育てに従事する者の意見を聞けるように構成するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年10月1日とさせていただきます。よろしく御審議を賜り原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第49号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第18、議案第49号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 議案第49号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例と一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の各規定についての条分の整理等でありませ

す。詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり御議決いただきます

すようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第49号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する国民健康保険税条例を改正するものでございます。

同法による改正のうち、第1条関係は第3回定例会にて承認をいただいているところでございますが、このたびは第2条関係について、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66条）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、国民健康保険税条例を改正するものでございます。

まず最初に、附則第3項の上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険の課税の特例に係る改正事項についてでございますが、これは上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子所得が対象に追加されたことに伴う条文の整理を行っております。

次に、附則第6項の一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る改正事項についてでございますが、これは株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けて規定されたことに伴って条文の整理を行う改正でございます。

次に、附則第7項上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございますが、これは附則第6項でも申しあげましたとおり、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、条文を新設したものでございます。

次に、旧附則第7項、旧附則第8項上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、旧附則第9項特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例、旧附則第11項先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、旧附則第15項東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る改正事項についてでございますが、これはそれぞれの条文が地方税法等において国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることに加え、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改定に伴い規定の整理を行ったことにより、条文を削除するものでございます。

次に、旧附則第10項先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る改正事項につきましては、旧附則第8項及び第9項の条文削除に伴い、附則第8項への繰り上げとする改正であります。

旧附則第12項土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、旧附則第13項条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び旧附則第14項条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る改正事項につきましては、旧附則第11項の条文削除に伴い、それぞれ附則第9項、附則第10項及び附則第11項への繰り上げと条文の整理を行う改正でございます。

次に、改正附則について御説明申し上げます。

最初に、施行期日について御説明申し上げます。

改正の条例につきましては、平成29年1月1日から施行いたします。

最後に、改正後の条例の施行が円滑に施行されますよう、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

以上、よろしく御審議を賜り原案のとおり

議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第19 議案第50号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第19、議案第50号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第50号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件は、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律において、現在の低金利の状況にあわせて延滞金が見直されましたが、地方自治法第231条の3により延滞金は条例により規定することとされており、地方税の延滞金と同額にすることが適当とされているため、関係する太子町介護保険条例及び太子町後期高齢者医療に関する条例において規定しております延滞金の割合の特例について、地方税の延滞金の割合と同率に変更するものです。

施行日につきましては、平成26年1月1日としております。よろしく御審議を賜り原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 認定第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険

特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第3号 平成24年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第23 認定第4号 平成24年度
兵庫県太子町後期高齢者医
療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第24 認定第5号 平成24年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第25 認定第6号 平成24年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第26 認定第7号 平成24年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第27 認定第8号 平成24年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

○議長（橋本恭子） 日程第20、認定第1号
平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決
算の認定についてから日程第27、認定第8号
平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の
認定までについてを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 認定第1号から第8号
までの各会計決算の認定について一括して説
明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成24年度兵庫県太子
町一般会計歳入歳出決算の認定について説明
を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額102億
3,520万8,072円、歳出総額99億1,778万
8,288円、歳入歳出差し引き額は3億1,741万
9,784円であり、繰越明許費として翌年度に

繰り越すべき財源525万5,000円を差し引いた
実質収支額は3億1,216万4,784円になってお
ります。

歳入については、予算額105億2,739万円、
調定額106億4,988万172円に対し、収入済額
102億3,520万8,072円、不納欠損額1,554万
1,705円、収入未済額3億9,913万395円でご
ざいます。

また、歳出については、予算額105億
2,739万円に対し、支出済額99億1,778万
8,288円、翌年度繰越額4億350万5,000円、
不用額2億609万6,712円となっております。

続きまして、認定第2号平成24年度兵庫県
太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額34億4,637万
4,572円に対し、歳出総額32億9,414万
2,130円で、歳入歳出差し引き額は1億
5,223万2,442円となっております。

歳入については、予算額33億9,270万円、
調定額37億5,259万1,429円に対し、収入済額
34億4,637万4,572円、不納欠損額1,353万
2,806円、収入未済額2億9,268万4,051円で
ございます。

また、歳出については、予算額33億
9,270万円に対し、支出済額32億9,414万
2,130円、不用額9,855万7,870円になってお
ります。

次に、認定第3号平成24年度兵庫県太子町
介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、収入総額18億142万
1,748円に対し、支出総額17億5,309万
9,539円で、歳入歳出差し引き額は4,832万
2,209円となっております。

歳入につきましては、予算額18億1,223万
円、調定額18億2,893万2,597円に対し、収入
済額18億142万1,748円、不納欠損額299万
6,183円、収入未済額2,451万4,666円でご
ざいます。

また、歳出については、予算額18億
1,223万円に対し、支出済額17億5,309万

9,539円、不用額5,913万461円となっております。

次に、認定第4号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億9,236万326円に対し、歳出総額2億8,562万6,571円で、歳入歳出差し引き額は673万3,755円となっております。

歳入については、予算額2億8,899万6,000円、調定額2億9,421万7,743円に対し、収入済額2億9,236万326円、不納欠損額50万1,659円、収入未済額135万5,758円でございます。

また、歳出については、予算額2億8,899万6,000円に対し、支出済額2億8,562万6,571円で、不用額336万9,429円となっております。

次に、認定第5号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2,326万3,839円に対し、歳出総額1,626万6,206円で、歳入歳出差し引き額は699万7,633円となっております。

歳入については、予算額1,823万円、調定額2,332万839円に対し、収入済額2,326万3,839円、収入未済額5万7,000円でございます。

また、歳出については、予算額1,823万円に対し、支出済額1,626万6,206円で、不用額は196万3,794円となっております。

次に、認定第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額16億1,538万5,561円に対し、歳出総額15億8,607万3,048円で、歳入歳出差し引き額は2,931万2,513円となっております。

歳入については、予算額16億1,330万4,000円、調定額16億6,142万9,306円に対し、収入済額16億1,538万5,561円、不納欠損

額59万4,621円、収入未済額4,544万9,124円でございます。

また、歳出については、予算額16億1,330万4,000円に対し、支出済額15億8,607万3,048円、不用額2,723万952円となっております。

次に、認定第7号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額9,943万6,619円に対し、歳出総額9,528万1,450円で、歳入歳出差し引き額は415万5,169円となっております。

歳入については、予算額9,968万6,000円、調定額、収入済額とも9,943万6,619円でございます。

また、歳出については、予算額9,968万6,000円に対し、支出済額9,528万1,450円で、不用額は440万4,550円となっております。

当決算をもちまして兵庫県太子町前処理場事業特別会計を廃止し、平成25年度より兵庫県太子町下水道事業特別会計に統合することとなります。

最後に、認定第8号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

平成24年度の収益的収入は、給水量におきまして、給水戸数は増加しているものの、1人当たりの平均給水量の減少が続いており、事業収益において、収益全体として前年度対比1.9%の減収となりました。

また、事業費用においては、営業費用は7.8%の減、営業外費用で13.0%の減により、費用全体として前年度対比8.1%の減少となりました。

その結果、収益的収支といたしまして、決算額から借受消費税を除きました収入総額4億3,041万9,566円に対し、税抜支出総額4億1,453万576円で、純利益は1,588万8,990円となりました。

一方、資本的収支におきましては、立岡山

北配水池ほか更新事業が完了したことに伴いまして、収入では企業債、一般会計からの出資金、国庫補助金等があるものの、支出では建設改良費が5億3,891万8,295円と大きくなりました。

その結果、資本的収支の収入総額2億3,278万9,811円に対し、支出総額6億4,694万7,472円で、不足する額4億1,415万7,661円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填しております。

以上、8会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました認定第1号平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する調書にも記載しております事項につきましては重複説明となる箇所もあろうかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

歳出決算、歳出から御説明申し上げます。

全体を通して、人件費につきましては14億9,761万5,000円で、前年度比5.2%減となっております。これは、職員数減等により給料が2,274万2,000円、職員手当等が356万7,000円、共済組合負担金が1,257万1,000円、退職手当組合負担金が534万2,000円、また負担率変更により町村議会議員共済会負担金が1,355万2,000円、退職者の減により退職手当組合特別負担金が1,050万円、それぞれ減となっております。

それでは、56ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4共済費3,009万9,840円につきましては、給付費負担率が0.453%減となり、前年度に比べて1,355万2,110円の減となっております。節10交際費4万5,500円につきましては、慶

弔費が4件で4万円、賛助費が1件で5,500円でございます。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費161万6,250円につきましては、渉外費33件で51万4,536円、慶弔費50件で52万6,500円、賛助費42件で48万円、その他7件で9万5,214円でございます。

66ページをお願いいたします。

目6企画費、節19負担金・補助及び交付金のうち民営乗合バス運行補助金181万4,000円につきましては、民営乗合バスの赤字路線に対して、経常損益の一部を補助するものでございます。

68ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節14使用料及び賃借料のうち電子計算機借料につきましては、基幹業務システムの平成24年12月のリース満了等に伴い、前年度と比較して1,026万5,158円の減となっております。

74ページをお願いいたします。

目14諸費のうち98万6,077円は、西播磨人権のつどい事業の実施によるものでございます。

目15新庁舎建設費につきましては、主に平成22年度に土地開発基金で先行取得した新庁舎用地の基金からの買い戻しや新庁舎建設基本設計、地域交流センター基本設計などの新庁舎建設事業を進めるための経費として、5億1,625万5,939円を支出したものでございます。

80ページをお願いいたします。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金・利子及び割引料971万3,678円につきましては、過年度の過誤納付金を還付したもので、個人町民税134件で343万5,688円、法人町民税36件で445万1,300円、固定資産税12件で167万3,000円、軽自動車税3件で9,300円と配当割、譲渡割、賦課充当金として37件で14万4,390円となっております。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料、住基システム改修委

託料1,018万5,000円につきましては、住民基本台帳法を初め関連する法律等の改正により、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、平成23年度、平成24年度の2カ年をかけて実施した電算システム改修事業の経費でございます。

90ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1億6,945万3,282円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、法定分の繰り出しとして保険基盤安定に1億621万9,408円、職員給与費等に4,081万2,328円、出産育児一時金等に1,210万6,546円、財政安定化支援事業に1,031万5,000円となっており、本年度についても前年度と同様、財源補填のための繰り出しは行っておりません。繰出金総額は前年度と比較して144万30円の増となっております。

92ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節20扶助費のうちやすらぎタクシー運賃助成費405万5,000円につきましては、平成24年度より高齢者のみの世帯を対象に、日常生活における交通利便の向上を目的にタクシー乗車の際の助成を行ったもので、437世帯に対し1万2,180枚を配付し8,110枚が利用されており、利用率は66.6%となっております。節28繰出金2億3,684万4,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、保険給付事業に2億3,059万円、介護サービス事業費に625万4,000円となっており、保険給付事業は介護給付費に1億8,137万6,682円、事務費等に4,679万1,037円、償還金に242万2,281円となっております。

目4後期高齢者医療費、節28繰出金5,594万2,124円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、保険基盤安定として3,792万5,883円、事務費として1,801万6,241円となっております。

96ページをお願いいたします。

目6障害者福祉費、節20扶助費、やすらぎタクシー運賃助成費80万3,500円につきましては、平成24年度より重度障害者を対象に、日常生活における交通利便の向上を目的にタクシー乗車の際の助成を行ったもので、71世帯に対し2,940枚を配付し1,607枚が利用されており、利用率は54.7%となっております。

また、介護給付費3億9,409万8,788円につきましては、障害者自立支援法に基づくサービス利用者の介護給付費用でございますが、利用者の増加等により、前年度と比べて2,264万1,278円増加いたしております。

102ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料、児童手当システム改修業務委託料435万7,500円につきましては、児童手当の施行に伴う所得制限等対応システムの改修費用でございます。

106ページをお願いいたします。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金、私立保育所一時預かり事業補助金2,079万円につきましては、核家族化や就労形態の多様化等による保育需要に対応し、安心して子育てができる環境づくりの推進を目的とし、私立保育園に支出いたしております。

116ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料のうち日本脳炎接種委託料1,506万9,300円につきましては、前年度比36%の減となっております。これは、22年度、23年度においては、それまでの5年間の差し控えにより、接種が一時的に増加していたためでございます。子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業委託料992万9,997円につきましても、前年度比63%の減となっております。これは平成23年1月より中学1年生から高校1年生を対象として接種を開始し、平成23年度において接種が進んだため、平成24年度は減となったものでございます。

118ページをお願いいたします。

ポリオ接種委託料772万7,984円及び四種混合接種委託料422万8,812円につきましては、24年度9月からポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに変わり、集団接種から個別接種になり、ポリオ単独接種または三種混合ワクチンにポリオワクチンを合わせた四種混合接種の選択制になったものでございます。

122ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節19負担金・補助及び交付金のうち6,144万9,000円は、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金でございますが、火葬場施設の管理及び運営に係る経費2,112万7,000円と火葬場施設建設に伴います起債の元利償還に係る経費4,032万2,000円でございます。

126ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節10交際費5,000円につきましては、慶弔費1件でございます。

128ページをお願いいたします。

目3農業振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち農区長先進地視察補助金23万円は、農業指導等に関する諸問題に対応するため、隔年ごとに実施する先進地視察研修に対する補助金でございます。

目4米生産調整推進費、節19負担金・補助及び交付金のうち地域農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金187万5,000円につきましては、制度の推進活動や要件確認等に関する事務経費に対する補助金でございます。

130ページをお願いいたします。

目5農地費、節15工事請負費のうち施設整備工事費999万9,150円は、林田川における阿曾地区のゴム井堰である阿曾井堰の定期点検に伴う修理工事費でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち県営上之池改修事業負担金243万5,643円は、兵庫県が実施するため池堤体の老朽化による漏水防止と堤体の安定を図るための工事に対する負担分でございます。

農地・水・環境保全推進協議会負担金

204万8,623円につきましては、同協議会より農業資源を保全する活動に取り組む町内11自治会組織及び農業施設の長寿命化のための補修更新等を行う町内5自治会組織に対して交付されるうちの町負担分でございます。

132ページをお願いいたします。

目7国土調査費、節13委託料、地籍調査事業委託料572万2,220円につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を沖代、吉福地区において実施したものでございます。沖代②地区の11ヘクタール367筆について地籍図と地籍簿を作成し、吉福①地区13ヘクタール313筆について境界確認を実施しております。

また、地籍調査支援システム導入業務委託556万5,000円につきましては、法務局の土地登記簿及び公図データを取り込み、地籍調査完了地区及び圃場整備、区画整理完了地区においては、土地情報を入力することによりデータの一元管理が可能となりました。

138ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費2,729万8,950円につきましては、沖代線その他の舗装補修工事及び下阿曾東線その他の道路補修工事でございます。

144ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目4公園事業費、節15工事請負費5,278万7,700円につきましては、総合公園園路ほか整備工事を実施したもので、国庫補助分5,093万3,400円、単独分185万4,300円でございます。節17公有財産購入費355万2,012円につきましては、総合公園用地としての東部の山林7筆、面積1,014.93平方メートルの買収によるものでございます。

146ページをお願いいたします。

目6都市再生整備事業費、節13委託料254万3,100円につきましては、鶴旧国道線測量設計業務を委託したものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金・補助及び交付金1,746万5,735円につきましては、太子町を含む3市

2町による西はりま消防組合設置に向けた西播磨地域消防広域化協議会の運営や消防救急無線のデジタル化、消防電算システムの構築に係る事業負担金等でございます。

148ページをお願いします。

目2 非常備消防費、節10 交際費 7万6,000円につきましては、慶弔費 7件で5万1,000円、その他 3件で2万5,000円でございます。

150ページをお願いいたします。

目3 消防施設費、節19 負担金・補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金247万6,000円は、主に上太田自治会の小型動力ポンプ1台、岩見構下、田中自治会の警鐘台舗装工事、ほかに消防資機材のホース等を32自治会へ補助したものでございます。

152ページをお願いいたします。

款10 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費、節10 交際費 4万5,000円につきましては、慶弔費 8件でございます。

158ページをお願いいたします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節15 工事請負費のうち太田小学校北館耐震補強外改修工事費1億2,881万2,005円及び石海小学校校舎耐震補強改修工事費1億4,943万9,483円につきましては、鉄骨鉄筋コンクリート製補強ブレースの設置による校舎の耐震化工事やトイレ改修を実施したものでございます。

160ページをお願いいたします。

目2 教育振興費、節7 賃金のうちスクールアシスタント賃金7名分の705万5,000円につきましては、注意欠陥多動性障害等により行動面に特別な配慮や指導が必要な児童への教育支援を行うため、各小学校にスクールアシスタントを配置したものでございます。

164ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節15 工事請負費のうち東中学校校舎増築工事費1億5,383万734円につきましては、教室不足を解消するため、北校舎3階の内部改修及び南校舎の増築を行い、トイレを新設したものでございます。

166ページをお願いいたします。

目2 教育振興費、節13 委託料1,000万円につきましては、ALTを1名追加し2名の配置としたものでございます。

176ページをお願いいたします。

項5 社会教育費、目3 青少年教育費、節11 需用費の学童保育室修理の62万4,275円につきましては、主に太田学童保育園のカーペットの張りかえ修繕でございます。

182ページをお願いいたします。

目5 文化財保護費、節19 負担金・補助及び交付金のうち103万6,000円につきましては、斑鳩寺庫裏の地震対策による耐震補強工事でございます。

184ページをお願いいたします。

目6 図書館費、節13 委託料のうち図書データ作成支援業務委託料139万3,350円につきましては、図書館システムの導入の前段階となる図書データ作成システムの導入委託料でございます。

186ページをお願いいたします。

目7 会館管理費、節11 需用費のうち会館吸収式冷温水機分解点検修繕871万5,000円につきましては、経年劣化により空調設備の燃焼量が68%まで低下したため、機器全体をオーバーホールしたことによる修繕でございます。

190ページをお願いいたします。

目8 歴史資料館費、節11 需用費のうち修繕料333万4,065円につきましては、経年劣化による八角堂天井のトップライト部分からの雨漏りによる損傷の補修及び八角堂壁面の補修等でございます。

196ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目2 体育館費、節15 工事請負費330万7,500円につきましては、公共施設のバリアフリー化を図る一環として、既設の障害者用トイレをオストメイト対応トイレに改修した費用でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

○議長（橋本恭子） この際、暫時休憩します。

再開は午後1時にしたいと思います。よろしくお願ひします。

(休憩 午後0時01分)

(再開 午後0時59分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を歳入のほうを副町長よりお願ひします。

○副町長(八幡儀則) 引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

国庫支出金、地方交付税及び各種交付金においては一部を除き減少し、町税、県支出金及び繰入金が増加したことにより、平成23年度歳入総額より上回りましたが、引き続き景気の動向を十分に注視していく必要がございます。

それでは、12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人町民税につきましては、収入済額が15億8,146万1,290円で、前年度対比7.4%の増となっております。これにつきましては、税制改正による年少扶養控除の廃止によるものでございます。

目2法人町民税につきましては、収入済額は1億8,856万2,283円で、前年度対比1.5%の減となっております。これにつきましては、9号法人の減少に伴う減でございます。

目2固定資産税につきましては、収入済額は19億3,569万2,980円で、前年度対比4.7%の減となっております。これにつきましては、平成24年度が評価がえの年度であり、特に家屋課税に関して在来家屋において評価額が減価となったことに伴い、大きく減少いたしております。

項3軽自動車税につきましては、収入済額7,030万3,802円で、前年度対比3.2%の増となっております。

項4町たばこ税につきましては、収入済額2億5,147万9,120円で、前年度対比5.7%の増となっております。これにつきましては消費本数の増加による増でございます。

26ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金、節1学校費負担金、公立学校施設整備費負担金3,635万円につきましては、太子東中学校校舎増築工事に係る国庫負担金でございます。

項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金・長寿命化修繕計画策定事業費補助金110万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画策定事業に係る交付金で、補助率は10分の5.5となっております。

28ページをお願いいたします。

節2都市計画費補助金のうち社会資本整備総合交付金2,700万円につきましては、都市公園事業費補助で、補助率は用地取得が3分の1、施設整備が2分の1となっております。

次に、都市再生整備計画事業費補助金9,510万円につきましては、都市再生整備事業費補助で、補助率は10分の4となっております。

目4教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金1億360万2,000円につきましては、23年度繰越事業の太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事及び石海小学校校舎改修工事、平成24年度事業の太子東中学校北館校舎トイレ改修工事に係る国庫補助金でございます。

30ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金120万8,000円につきましては、公共交通機関の確保を目的として、民営乗合バスの赤字路線に対して経常損益の一部を補助する生活交通バス支援事業に係る県補助金でございます。

34ページをお願いいたします。

目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち西播磨ふるさとの風景づくり整備事業補助金125万円は、鶉飼地区水路改修事業と阿曾地区揚水ポンプ更新事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

36ページをお願いいたします。

県単独緊急ため池整備事業補助金227万7,000円は、原地区の新池余水吐補修事業に対する補助金で、補助率は100分の57でございます。節2国土調査費補助金892万5,000円につきましては、吉福、沖代地区で実施した地籍調査事業費補助金で、補助率は4分の3でございます。

38ページをお願いいたします。

目8教育費県補助金、節2社会教育費補助金のうち障害者自立支援特別対策基金事業補助金150万円につきましては、歳出で説明させていただきました体育館トイレ改修工事に係る県補助金でございます。

40ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金につきましては、平成24年度は衆議院議員選挙の執行により、前年度対比で846万3,821円の増となっております。

42ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金76万5,000円につきましては、16件12名の方々からのふるさと応援寄附金でございます。

50ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節6消防費雑入のうち防災資機材等整備支援事業交付金につきましては、業務用簡易無線機の子機6機や災害対策用資材の購入に係る経費に対して、兵庫県市町村振興協会から66万8,000円が交付されたものでございます。

以上で認定第1号平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わります。

続きまして、平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

22ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費でございます。前年度に比べて約480万円の減となっておりますが、主な要因は平成23年度兵庫県国

保連合会独自システムが全国版の国保総合システムに改修されることに伴い、本町と国保連合会との間で情報伝達がオンライン化されることとなり、本町側改修経費としての国保連総合システム改修委託料294万円を支出しておりましたが、このシステム改修が終了したことによるものでございます。

項2徴税费、目2賦課徴収費は国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費でございます。昨年度より約48万円の減となっておりますが、平成23年度は税率改定を行っており、当初の納税通知書及び納付書の発送時に税率変更説明チラシを同封したため郵送単価が上昇し増加していましたが、24年度はこのチラシを同封しなかったことによるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、目1一般被保険者療養給付費は17億6,389万649円で、前年度より保険者負担分は約1億4,200万円増加しております。入院、入院外、歯科、調剤において件数、費用額とも前年度より大きく増加しております。

目2退職被保険者等療養給付費は2億1,988万2,191円で、前年度より保険者負担分は約96万円減少しております。この要因は主に退職被保険者等の減によるものと考えております。一般被保険者、退職被保険者等を合わせた療養給付費全体では、本年度は19億8,377万2,840円で、前年度より1億4,100万円の増、率で申し上げますと7.7%の増と大幅な伸びとなっております。

26ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は2億1,653万8,006円で、前年度より件数で416件の増、保険者負担分で約3,500万円の大幅な増となっております。

目2退職被保険者等高額療養費は3,359万9,226円で、退職被保険者数は減少しておりますが、前年度より件数で40件の増、保険者負担分で約430万円の増となっております。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の

件数は44件で、前年度より件数で13件の増、約540万円の増となっております。

28ページをお願いいたします。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費の件数は41件で、前年度より件数で9件の減、45万円の減となっております。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金につきましては、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、4億870万4,614円を支出しております。前年度より約3,600万円の増となっております。

款4 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金等と同様に全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度でございまして、退職者が大量に加入する国保に比べ現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから国保の負担は少なくなります。平成24年度は40万6,843円支出しております。

30ページをお願いいたします。

款6 介護納付金、第2号被保険者1人当たりの負担額5万6,366円に第2号被保険者数2,936人を乗じた概算額1億6,549万576円に前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額1億6,293万3,104円を納付いたしております。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金6,406万3,543円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト1件当たり80万円を超える対象医療費に応じた額が交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。拠出金の額は前年度より約430万円増加いたしております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費按分と被保険者按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額2億8,577万9,148円あります。拠出金の額は前年度より約710万円

増加しております。保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費でございます。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき全保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導に係る経費で、1,543万1,510円を支出いたしております。特定健診では1,554名の被保険者が受診され、そのうち117名に特定保健指導を実施いたしております。前年度と比較して受診者は116名増加し、受診率は1.7%増の26.3%となっております。

32ページをお願いいたします。

款9 基金積立金は、平成24年度において財政調整基金から生じた利子23万6,826円と任意積み立て1,916万2,174円の計1,939万9,000円を基金に積み立て、平成24年度末の国保財政調整基金残高は1億2,371万2,000円となっております。

款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金につきましては、平成23年度の医療給付費の確定により、一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金を838万53円、また23年度の実績により高齢者医療制度円滑運営事業費補助金5万550円、兵庫県後期高齢者医療制度特別対策補助金を1,434円を返還いたしております。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税の総額は7億5,466万1,913円で、前年度と比較して約1,400万円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて年度平均で59世帯の増、被保険者数46人の増となっておりますが、24年度の現年分の調定額は前年度と比較して約980万円の減となっております。これについては、被保険者の所得の減少等が影響しているものと考えております。

12ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は5億1,254万7,431円で、前年度比で約4,600万円の増となっております。24年度から国庫負担率が34%から32%に2%引き下げられておりますが、医療費の増加に伴い、医療費に係る療養給付費等負担金が前年度対比で約4,400万円と大幅に増加いたしております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金は1億3,806万円で、前年度より約2,900万円の増となっております。療養給付費等負担金と同様、医療費の増加に伴い、普通調整交付金において約2,600万円増加いたしております。

14ページをお願いいたします。

款4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、3億2,047万7,717円であります。前年度より約8,200万円増加しております。現年度分で約5,800万円の増となっておりますが、社会保険診療報酬支払基金の予測した通知額に基づくもので、24年度分の実績通知の結果、平成25年度で約470万円返還する予定です。過年度分については、平成23年度の実績により、不足分の精算交付を受けたものです。

款5 前期高齢者交付金は、全ての65歳から74歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するもので、前年度と比較し約3,000万円増加の8億5,345万4,320円となっております。24年度分の概算交付金額は9,300万円増えていますが、前々年度の精算額が23年度と比べ約6,300万円減少したことにより、約3,000万円の増となっております。

款6 県支出金1億8,742万3,698円で、前年度より約5,100万円の増となっております。この要因についてですが、16ページをお願いいたします。

普通調整交付金が国庫支出金と同様、医療費の増加に伴い約1,600万円増加するとともに、また特別調整交付金については療養給付費等国庫負担金に係る負担率の2%の低下分を、この特別調整交付金に移行された改正の

影響で約3,400万円増加いたしております。

款7 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額80万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は5,832万6,089円で、前年度より約1,400万円増加いたしております。対象件数は309件で、前年度より64件の増でございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額30万円を超える医療を対象として、事業主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は2億9,779万2,793円で、前年度より約4,600万円増加しております。対象件数は1,623件で、前年度より151件の増でございます。

款8 広域連合支出金159万4,354円は、国保の特定健診と同時に実施した75歳以上の後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金であります。内訳としましては、24年度健診受診者280名分の国庫補助金相当分40万5,000円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分107万9,000円及び23年実績に伴う追加交付6万7,000円、また健診に係る臨時的な特別対策補助金4万3,354円を合わせたものでございます。

款10繰入金金は1億6,945万3,282円で、前年度より約140万円の増となっております。

18ページをお願いいたします。

保険基盤安定繰入金、出産育児一次金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金は前年度より増となっておりますが、職員給与費等繰入金は減となっております。財源補填のため、その他一般会計繰入金は執行せず、いわゆる法定繰り入れのみとなっております。

款11繰越金、目1 療養給付費等交付金繰越金は、前年度に交付された退職被保険者等に係る療養給付費等交付金について医療費実績が確定した結果、超過交付となった場合に当該年度において社会保険診療報酬支払基金に返還するための繰越金であります。23年度

実績額が確定した結果、超過交付による返還金は発生せず、交付不足により追加交付が生じることになりました。この結果、本科目の収入受入額はゼロとなり、かわりに款4療養給付費等交付金の過年度分に係る交付金を収入しております。

目2その他繰越金1億2,454万1,055円は、前年度より約3,900万円減少いたしております。

歳入総額34億4,637万4,572円に対し、歳出総額は32億9,414万2,130円で、歳入歳出差し引き額1億5,223万2,442円を翌年度に繰り越いたします。

以上で詳細説明を終わります。

認定第3号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

16ページの歳出から御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費でございます。前年度に比べて1,154万円の減となっておりますが、主な要因は、人事異動による人件費等の減額、平成23年度に行いました第5期介護保険事業計画に係る委託業務及び介護保険法改正に伴うシステム改修委託業務が終了したことによるものでございます。

18ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費でございます。昨年より約139万円の増となっておりますが、主な要因は、転出、死亡、介護保険料の減額などで保険料が納め過ぎになっている方、また二重払いになった方に対する介護保険料過誤納付還付金によるものでございます。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、介護認定審査会の委員報酬等でございます。24年度は認定審査会を48回開催し、延べ1,320件の審査判定を行いました。

目2認定調査費については、認定調査員5

名分の賃金と主治医意見書1,333件分の作成手数料等でございます。

20ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、要介護と認定された方に対するサービス費でございます。前年度より約1億3,599万円、件数で約3,000件増加しておりますが、特に居宅介護サービス給付費、それに伴う居宅介護サービス計画給付費が大きく増加いたしております。

目2予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防サービス費でございます。前年度より約725万円、件数で約430件増加しております。中でも介護予防サービス給付費、それに伴う介護予防サービス計画給付費が増加しております。

目3高額介護サービス費につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費ですが、前年度より件数で7件の減、保険者負担分で約122万円の減となっております。

目4特定入所者サービス費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食事及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費ですが、前年度より件数で4件の減、保険者負担分で約257万円の減となっております。

目5審査支払手数料は、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払い業務として、延べ2万7,005件分の手数料でございます。

22ページをお願いいたします。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、要支援者の介護予防ケアプラン作成業務など介護サービス事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費でございます。前年度に比べまして約71万円の減となっておりますが、主な要因は、人事異動による人件費等の減額によるものでございます。

ページをまたぎますが、22ページと24ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業

費、目1介護予防事業費につきましては、介護予防事業委託料、生活機能評価事業委託料等でございます。介護予防事業委託料は、運動教室、口腔教室、栄養教室を社会福祉協議会に委託し、延べ3,867人の利用がありました。生活機能評価事業は、介護保険の認定を受けていない70歳以上の家庭を延べ1,432人訪問し、基本チェックリストを用いて介護予防の必要性を判定するものでございます。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的支援に係る事業費でございます。

26ページをお願いいたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費につきましては、1,140万7,397円を町の介護保険財政が安定的に運営されるよう基金に積み立てるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金につきましては、平成23年度保険給付費の精算の結果による返還金でございます。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせて3億9,716万8,042円となっております。前年度と比較し6,242万490円の増で、65歳以上の1号被保険者は448名の増加でございます。また、収入未済額については、現年度分と滞納繰越分と合わせて2,451万4,666円となっております、徴収率は94.2%でございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入につきましては、地域包括支援センターの介護予防サービスプラン作成報酬でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は207件、2万700円でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、過年度精算

分を含み2億9,748万9,265円でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、1,014万円でございます。

10ページをお願いいたします。

目2地域支援事業交付金につきましては、1,500万3,920円であります。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、目1介護給付費交付金として過年度精算分を含む4億8,617万4,796円、目2地域支援事業交付金として過年度精算分を含む627万3,214円でございます。

款6県支出金につきましては、項1県負担金、目1介護給付費負担金として2億4,090万4,000円、項2県補助金、目1地域支援事業交付金として750万1,000円、項3委託金、目1総務費委託金として要保護に係る審査判定等の費用1万1,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

項4財政安定化基金支出金、目1財政安定化基金交付金につきましては、第5期介護保険事業計画期間における1号被保険者保険料の高騰を抑制するため、県の財政安定化基金を取り崩し交付されたもので、1,002万233円でございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、介護保険給付費準備基金の預金利子として20万9,085円でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として、節1保険給付事業繰入金として2億3,059万円、節2介護サービス事業繰入金として625万4,000円を繰り入れております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として2,820万6,640円を繰り入れております。

款9繰越金については、前年度繰越金として5,594万3,824円を繰り越しております。

14ページをお願いいたします。

款10諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子として6,709円であります。

項3雑入、目1雑入として介護保険料返還

金、介護保険料等還付未済金、自動車損害保険解約等返戻金として7万9,920円を収入いたしております。

歳入合計18億142万1,748円、歳出合計が17億5,309万9,539円、歳入歳出差し引き額4,832万2,209円を翌年度に繰り越しいたします。

以上で詳細説明を終わります。

続きまして、認定第4号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員人件費が主な内容でございます。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、主に死亡等に伴う過誤納付還付金及び後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費や郵送料でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成25年3月分までの現年度分の保険料納付金として2億2,365万7,593円、過年度分の保険料納付金として565万7,517円、広域連合の運営のための共通経費でございます分賦金として846万1,024円、保険基盤安定繰入金納付金として3,792万5,883円、延滞金納付金として2万2,200円を、それぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

続いて、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分につきましては、特別徴収分として1億5,809万7,603円、普通徴収分として7,174万8,338円、合計で2億2,984万5,941円を収納いたしております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては2万8,100円を収

納いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として1,801万6,241円、保険基盤安定繰入金として3,792万5,883円、合計で5,594万2,124円を一般会計より繰り入れております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金として566万4,617円を収納いたしております。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金につきましては、保険料延滞金として3万4,100円を収納いたしております。

款5諸収入、項3雑入、目1雑入は、広域連合より保険料還付金として31万734円を受け入れております。また、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の過納分19万8,161円につきましては、平成23年度決算より還付未済金として雑入に振りかえ、翌年度の過誤納還付金に充当するよう変更いたしております。

歳入総額2億9,236万326円に対し、歳出総額は2億8,562万6,571円で、歳入歳出差し引き額673万3,755円を翌年度に繰り越しいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、10ページ歳出をお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費の928万7,501円でございますが、主に墓所返還還付金としての245万5,000円と一般会計への繰出金としての679万1,000円となります。

墓所返還還付金につきましては、申し込み後墓碑の設置の見込みがなく不要になったなどの理由による返還申請がございましたので、6基分245万5,000円を返還いたしました。

目2墓園管理費の697万8,705円ございま

すが、主に委託料の除草作業、ごみ処理等による清掃管理委託料、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等による植栽管理委託料、車止め開閉業務委託料として580万8,180円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

款1の使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料の1,515万6,000円でございますが、墓園永代使用料として町内12基、町外6基の合計18基分となっております。平成24年度末の応募状況は累計で901基となっております。

項2手数料、目1墓園手数料613万5,000円でございますが、墓園年間管理手数料として896基分となっております。

款4繰越金につきましては、前年度繰越金として189万5,559円となっております。

以上で平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

認定の1号から5号まで私から詳細説明申し上げます。

認定6号、7号、8号については、経済建設部長から詳細説明申し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（橋本恭子） それでは、経済建設部長、お願いします。

○経済建設部長（堂本正広） 認定第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料につきましては、公共ますの修繕を9カ所、マンホールぶたの修繕を7カ所行いまして、189万5,250円を支出しております。前年度比212万2,817円の減であります。節13委託料の下水道管洗浄委託料につきましては、下水道管閉塞の予防措置として定期的洗浄作業を行っております。平成24年度は糸井地区の定期的洗浄作業と4件

の緊急洗浄作業等と合わせて199万6,050円を支出しております。前年度比32万7,600円の増であります。

マンホールポンプ点検監視委託料につきましては、太子町内にある15カ所の下水をくみ上げるマンホールポンプの点検監視業務として353万5,350円を支出しております。前年度比4,200円の減となっております。節18備品購入費につきましては、停電時マンホールポンプ稼働用発電機のリース期間満了に伴い、当該品の買い取りを行ったもので、8万4,000円を支出しております。

次に、12ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、処理水量414万588立方メートルに対します処理負担金として2億2,995万1,378円を支出しております。前年度比、水量で5万6,211立方メートル、負担金で1,123万5,617円の増となっております。

目2公共下水道事業費、節15工事請負費の公共樹設置工事費につきましては、65件の工事で2,329万7,195円を支出しております。前年度比146万6,609円の減となっております。

下水道管布設工事費につきましては、3件の工事で516万1,800円を支出しております。前年度比178万7,100円の減となっております。

続きまして、14ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金の汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、姫路市と太子町との下水処理に関する協定書に基づき1,531万5,773円を支出しております。

目4流域下水道事業費、節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては、2,432万6,780円を支出しております。流域の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして、関係3市1町が負担するものでございます。管渠につきましてはその7.44%、処理場につきましてはその9.82%が太子町の負担割合となっております。前年度

比1,310万6,083円の増であります。

兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴う償還金負担として1,617万6,748円を支出しております。前年度比247万2,032円の減であります。

款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として8億4,776万5,926円を支出しております。前年度比1,057万9,812円の増でございます。

目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として3億3,651万8,068円を支出しております。前年度比1,699万5,689円の減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

6ページをお願いします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金の下水道事業受益者負担金につきましては、猶予取り消しによる現年度分53件、1,016万400円を収入しております。前年度比76万5,700円の減でございます。節2下水道費過年度負担金につきましては、46万3,300円収入しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1下水道使用料といたしましては、有収水量329万7,503立方メートルに対し、収入済額4億8,764万5,368円となっております。前年度比、水量で1万1,899立方メートルの増、使用料金で361万120円の増となっております。節2下水道過年度使用料につきましては、725万3,268円収入しております。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が9億411万1,000円となっております。前年度比5,384万1,000円の増となっております。

8ページをお願いします。

款6町債、項1町債、目1下水道債につき

ましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を合わせまして、1億9,090万円の収入済みとなっております。前年度比40万円の増となっております。

以上で平成24年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

引き続き、認定第7号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款1前処理場費、項1前処理場費、目1前処理場管理費、節11需用費の消耗品費につきましては、硫化水素対策といたしまして、pH調整のための苛性ソーダ購入費として152万3,186円を支出しております。前年度比18万7,838円の増となっております。光熱水費につきましては、電気料を422万2,243円支出しております。前年度比54万7,080円の減となっております。修繕料につきましては、機械修繕としてフィルタープレス作動用コンプレッサー取りかえ作業等に307万3,200円、施設修繕として定水位弁ボールタップ取りかえ作業等に13万3,350円を支出し、合わせて320万6,550円支出しております。前年度比25万7,079円の増となっております。節13委託料の前処理場運転管理業務委託料につきましては、4,310万9,850円支出しております。前年度比46万4,100円の増となっております。

12ページをお願いします。

節18備品購入費につきましては、前処理場管理棟3階休憩室のエアコンが経年劣化により故障したことにより、更新のため11万3,925円支出しております。節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、処理水量5万304立方メートルに対します処理負担金として679万2,128円を支出しております。前年度比処理水量で1,634立方メートルの減となっておりますが、処理単価の増により99万7,865円の増となっております。

目2流域下水道事業費、節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては、流域の処理場等の建設事業費の負担金として247万9,542円支出しております。前年度比133万5,858円の増となっております。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴います償還金負担としまして220万5,920円支出しております。前年度比33万7,095円の減となっております。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（汚泥焼却）につきましては、搬出しました汚泥量129.65トンに対します焼却負担金として509万7,996円支出しております。前年度比汚泥量で12.45トンの減となっておりますが、焼却単価の増により32万5,413円の増となっております。

款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として1,187万7,447円支出しております。前年度比8万4,802円の減でございます。

目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として325万6,071円支出しております。前年度比28万8,971円の減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

6ページをお願いします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、有収水量5万3,955立方メートルに対します使用料単価が1立方メートル当たり230円でございますので、1,240万9,650円収入しております。前年度比有収水量で1,575立方メートルの減、使用料で8万4,600円の減となっております。

款2繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、7,897万9,000円であります。前年度比309万1,000円の減となっております。

款5町債、項1町債、目1下水道債につきましては、流域下水道事業債として240万円の収入済みとなっております。

以上で平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第8号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算報告書の1ページから4ページまでは、収益的収支及び資本的収支について予算との対比で消費税込みにて作成しております。

2ページの収益的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、事業収益におきまして予算額4億6,857万2,000円に対し決算額4億5,095万1,539円となり、予算に対し1,762万461円の減収となりました。この主な要因は、節水機器の普及や節水意識の高揚により、1人当たり給水量が減少していることによるものでございます。

一方、支出の状況は、事業費用において予算額4億6,547万7,000円に対しまして決算額は4億2,212万1,628円となり、6月定例会で報告しました水道ビジョンに係る費用の翌年度繰越額1,192万9,500円を差し引きした不用額は3,142万5,872円となりました。この主なものとしましては、営業費用及び営業外費用の経費減によるものでございます。

4ページの資本的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、予算額2億3,473万6,000円に対し決算額は2億3,278万9,811円で、194万6,189円の減でございます。この理由といたしましては、工事負担金の減と立岡山北配水池整備事業費における国庫補助金につきまして、消費税額相当分を返還したことによるものでございます。

一方、支出においては、予算額6億7,547万3,000円に対しまして決算額は6億4,694万7,472円となり、不用額は2,852万5,528円となりました。この主なものとしましては、建設改良費の工事請負費及び機械及び装置購入費の減額によるものでござい

す。

資本的収入額 2 億 3,278 万 9,811 円が資本的支出額 6 億 4,694 万 7,472 円に対して不足する額 4 億 1,415 万 7,661 円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,235 万 5,952 円、過年度分損益勘定留保資金 3 億 3,262 万 1,873 円と減債積立金 5,917 万 9,836 円で補填しております。

詳細説明につきましては、収益的収入及び支出は 18 ページ以降に税抜きで掲載しております。また、資本的収入及び支出につきましては 23 ページに税込みで掲載しております。

次に、6 ページをお願いいたします。

平成 24 年度損益計算書で収益的収支を項目別に税抜きで精算したものでございます。営業収益 4 億 1,069 万 5,092 円から営業費用 3 億 8,978 万 9,173 円を差し引いた営業利益は 2,090 万 5,919 円であり、これに営業外収益 1,972 万 4,474 円から営業外費用 2,413 万 7,091 円を差し引いたマイナス 441 万 2,617 円を加えた経常利益は 1,649 万 3,302 円となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純利益は 1,588 万 8,990 円となりました。前年度繰越欠損金 1 億 184 万 4,783 円を加算いたしますと、当年度未処理欠損金は 8,595 万 5,793 円となっております。

次に、7 ページの剰余金計算書をお願いいたします。

左の資本金の自己資本金から説明いたします。

真ん中から下部分、当該年度変動額の欄をお願いいたします。

平成 24 年度は、前年度と同様に減債積立金を原資といたしまして、企業債を繰上償還いたしましたので、償還額 5,917 万 9,836 円を自己資本金に組み入れております。また、一般会計からの出資金 4,500 万円も自己資金へ組み入れておりますので、変動額は 1 億 417 万 9,836 円となり、自己資本金残高 10 億 196 万 7,244 円となっております。

次に、借入資本金ですが、立岡山北配水池更新事業において企業債を 1 億 3,500 万円発

行し、一方で通常の元金償還と繰上償還により 1 億 802 万 9,177 円償還しましたので、年度末残高は 9 億 8,263 万 3,691 円となりました。

次に、資本剰余金の部ですが、受贈財産評価額につきましては、14 ページに内訳明細書をつけておりますとおり 439 万 8,740 円増加しましたので、年度末残高は 5 億 4,549 万 9,896 円となりました。

続きまして、工事負担金でございますが、23 ページに記載しておりますとおり、税込みで 1 件 10 万円の収入がございました。4 ページ備考欄に仮受消費税 4,761 円を計上しておりますとおり、税抜きでは 9 万 5,239 円でございます。本来ならこの金額が剰余金計算書に上がるわけですが、消費税の計算過程で国庫補助金等の特定収入を財源として行われた課税仕入れ中の消費税及び地方消費税相当額は事業者において負担することとなり、そのため課税仕入れ中の消費税及び地方消費税相当額分は仕入れ控除額から減額調整されるものであり、資本剰余金と相殺し圧縮記帳することが認められております。本町の特定収入未払い消費税額が 250 万 9,038 円であり、実際の収入額が 9 万 5,239 円と合わせまして、マイナス 241 万 3,799 円を計上しております。

次の他会計補助金につきましては変動はございません。

国庫補助金につきましては、5,373 万 6,000 円を受け入れ、消費税額に相当する補助金 104 万 6,189 円を国に返しております。国庫補助金の年度末残高は 3 億 6,572 万 2,623 円となっております。

結果、資本剰余金合計は 5,467 万 4,752 円増加し、49 億 9,637 万 9,468 円となりました。

続きまして、利益剰余金の部、減債積立金ですが、平成 22 年度から実施しております企業債の公的資金補償金免除繰上償還に 5,917 万 9,836 円使用しましたので、年度末残高は 1,636 万 6,789 円となっております。

利益積立金及び建設改良積立金においては変動はございません。

未処理欠損金につきましては、1,588 万

8,990円の純利益が生じたので、当年度未処理欠損金は8,595万5,793円となり、利益剰余金合計は4,329万846円減少し、残高は1億9,249万6,572円となりました。

結果、資本合計といたしまして、71億7,347万6,975円となっております。

続きまして、8ページですが、欠損金処理計算書(案)でございますが、未処理欠損金の当年度末残高8,595万5,793円に対し、利益剰余金等からの繰り入れは行わず、この額を繰越欠損金として処理するものでございます。よろしく申し上げます。

次に、9ページをお願いします。

平成24年度末現在の貸借対照表でございます。これは企業の財政状態を明らかにするため、資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。平成24年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したもので、資産の部、1、固定資産の有形固定資産については、資本的支出に経理されたものが各項目別に計上しており、明細については25ページと26ページの固定資産明細書に掲げているとおりでございます。

次に、2、流動資産の(1)現金預金9億5,587万4,189円は、30ページの資金収支表の最下部の翌年度繰越資金でございます。

(2)未収金は、平成25年3月31日現在で8,777万2,963円であり、この主なものとしましては、水道料金4,698万8,104円、他会計負担金2,130万757円、消費税及び地方消費税還付金1,902万6,256でございます。

(3)有価証券につきましては、資産運用といたしまして、国債及びユーロ円債を購入しております現在高でございます。国債購入時の経過利子分が前払い金32万4,383円で、流動資産の合計額は13億5,025万6,325円となります。

10ページ、負債の部ですが、4、流動負債、(1)未払金6億1,902万4,442円の主なものは、営業未払金2,014万4,003円、営業外未払金5億9,888万439円で、立岡山北配水池整備に係るものが大半を占めています。

(2)預り金4,157万6,694円は下水道使用料でございます。

負債合計額は6億6,060万1,136円となります。

次に、資本の部ですが、7ページで御説明しました剰余金等を取りまとめたもので、詳細につきましては先ほどのとおりでございます。

以上が資産、負債、資本の状況で、資産と負債及び資本の合計額はそれぞれ78億3,407万8,111円となります。

次に、11ページをお願いします。

これから以降は決算の附属書類でございます。

事業報告書でございますが、1、概況では、平成24年度の経営及び事業実施の概要を文書表現しております。

12ページ、(2)議会議決事項は、平成24年度中に議会へ提案させていただいた議案であり、(4)職員に関する事項は平成25年3月末現在職員を階級別に掲げております。

次に、13ページには(1)改良工事を掲げておりまして、資本的支出の配水施設改良費の工事請負費の明細であります。

(2)保存工事の概況ですが、これは漏水修理等の件数でございます。平成24年度は62件行っております。

次に、14ページは(3)受贈財産評価額内訳明細書でございます。先ほど資本剰余金のところで申し上げたとおり、宅地開発等により寄贈された配水管、配水支管等5件の評価額でございます。

15ページは業務でございます。(1)業務量は前年度対比で掲げておりまして、年間総配水量で0.7%の減となっております。今後の水需要についても、節水意識の定着、節水機器の普及等により減少傾向であると考えております。

16ページ、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項については、区分別に前年度と対比しております。事業収入では、有収水量の減により全体として851万4,292円、

1.9%の減収であります。一方、事業費においても、8.1%の減により3,662万4,639円の減額となっております。

17ページ、(4)会計でございます。②企業債及び一時借入金の概要ですが、これは企業債の借入状況でございます。31ページの企業債明細書に掲げているとおり、借入総額13億7,670万円に対し、平成24年度末現在、未償還残高は9億8,263万3,691円となっております。

次に、18ページをお願いします。

これからは収益費用に係る明細でございます。主なところのみ申し上げます。

目給水収益の節水道使用料は、前年度比1,346万7,725円の減収となり、3億7,810万171円となっております。

項営業外収益は、対前年度比1,153万6,868円の増収となりました。県の公募債を売却した収益が貢献しております。

19ページからは事業費用でございます。

目原浄水費は、前年度対比199万2,700円の増でございます。主なものとしましては、人件費と修繕料の増加であります。修繕料につきましては、ここに計上しておりますとおり、ポンプ関係の修理が多く発生しました。各水源地や配水池の電気、機械等施設の点検により、不良及び故障箇所を取りかえ修理を行い、安定供給に努めたところでございます。節動力費は、全施設の電気使用量として270万1,703キロワットでございますが、前年対比では240万7,964円の増となっております。これは立岡山北配水池整備事業により、配水池及び配水管等の洗管・点検検査のため、立岡山ポンプ場での電力が増加したためでございます。節受水費につきましては、兵庫県企業庁から年間51万1,000トンを受水し、対前年比6万7,200円の減となっております。

次に、20ページをお願いします。

目配水費は、前年度対比32万5,716円の減です。節調査費につきましては、送水管及び美原台、東出ヶ丘地内ほかの配水管、それに

付随する消火栓58基、給水戸数561戸の漏水調査を実施し、止水栓漏水、給水管漏水、分水栓漏水等の漏水把握に努めました。調査結果は、給水管からの漏水が5件発見され、修理いたしました。今後も有収率の維持、漏水の早期発見からも継続的な調査が重要と考えています。

目給水費は、前年度対比442万4,214円の減でございます。人件費の減少と委託料の減少がその要因となっております。

21ページ、目総係費は、前年度対比1,404万2,927円の減となりましたが、その主な内容は法定福利費における退職手当特別負担金が495万7,875円減額になったことと地域水道ビジョン策定費用が940万9,048円減少したことによるものでございます。

22ページ、目減価償却費と目その他営業費用は、それぞれ減額となりました。

項営業外費用、目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として財務省財政融資資金14件分992万4,948円、地方公共団体金融機構21件分1,421万2,143円で、前年度対比340万547円の減となっております。

項特別損失、目過年度損益修正損は60万4,312円となっております。

次に、23ページの資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入の(項)企業債、出資金、補助金につきましては、立岡山北配水池ほか更新工事による収入でございます。

資本的支出では、この北配水池完成に伴いまして、目配水施設改良費の工事請負費が5億2,167万1,250円で、昨年度よりも大幅に増えています。

24ページ、目企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金14件分の2,092万6,462円、地方公共団体金融機構21件分2,792万2,879円を通常の償還で支払っております。さらに、財政融資資金の補償金免除繰上償還といたしまして3件5,917万9,836円を支払いました。

26ページは固定資産明細書でございます。

9ページの貸借対照表、資産の部、有形無形固定資産の明細であります。

27ページは、事業費用及び建設改良費に掲げている科目ごとの人件費の明細であります。

28ページは、款事業費用4億1,453万576円の節ごとの区分構成比でございます。

29ページは補てん財源明細書でございます。資本的収入が資本的支出に対して不足する額に補填する財源を表記しております。平成25年度へ繰り越しする額は8億941万9,267円となっております。

30ページは、平成24年度資金収支表でございます。この1年間に発生した現金の受け入れ及び支払いの金額を事業資金の項目別に表示したものでございます。受入資金と支払資金の差し引き額は9億5,587万4,189円であり、この額は9ページの貸借対照表中の流動資産の現金預金の額と一致しております。

31ページは、企業債の明細でございます。未償還残高がゼロとなっている3件が繰上償還を行った企業債でございます。

以上で平成24年度水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（橋本恭子） これで日程第20、認定第1号から日程第27、認定第8号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで平成24年度一般会計、特別会計及び企業会計の8会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

水野賢司代表監査、お願いいたします。

○監査委員（水野賢司） 失礼します。平成24年度兵庫県太子町一般会計、特別会計決算につきまして、中井監査委員とともに審査いたしました結果につきまして御報告申し上げます。

審査対象、平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算書、平成24年度兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算書、国民健康保険、介

護保険、後期高齢者医療、墓園事業、下水道事業、前処理場事業の6特別会計、附属書類、平成24年度兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類。

審査期間、平成25年7月22日から平成25年8月9日まで。

審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。

また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査も参考にしております。

審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認した。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見につきましては以下に述べるとおりでありますので、御確認いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算につきまして、中井監査委員とともに審査しました結果につきまして御報告申し上げます。

審査対象、平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算書、事業報告及び関係帳簿、証書類。

審査日、平成25年7月22日から25年8月9日まで。

審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見につきましては、以下を御確認い

ただきますようお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本恭子） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後2時23分）